

青森県報

号外第二十六号

平成三十一年
三月二十七日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則……………(水産振興課) ……一

○青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉政策課) ……二

訓 令

○職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……三
○青森県民間資金等活用事業推進会議規程を廃止する訓令……………(行政経営管理課) ……四

規 則

青森県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十条第二項の規定に基づき、知事管理量（法第八条第二項に規定する知事管理量をいう。以下同じ。）に係るくろまぐろ（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成八年政令第二百十三号）第一条第一号に規定するくろまぐろをいう。以下同じ。）をとることを目的とする採捕の停止に関する必要な事項を定めるものとする。

（採捕の数量の超過等の告示）

第二条 知事は、管理期間（一匹当たりの重量が三十キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は一匹当たりの重量が三十キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第三条第一項に規定する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

一 法第四条第一項の規定により知事が定める計画（以下「県計画」という。）で定める小型魚又は大型魚の知事管理量の対象となる採捕の数量が、当該知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合

二 県計画で小型魚又は大型魚の知事管理量について定置漁業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項第二号に規定する第二種共同漁業のうち小型定置網漁業及び底建網漁業並びに青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第七条第二号に規定する小型定置漁業及び同号に規定する底建網漁業をいう。以下同じ。）に係る数量を定めている場合において、県計画で定める小型魚又は大型魚の知事管理量のうち定置漁業に係る数量（以下「定置漁業数量」という。）の対象となる採捕の数量が、当該定置漁業数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

三 県計画で小型魚又は大型魚の知事管理量について定置漁業に係る数量を漁業協同組合別に定めている場合において、県計画で定める小型魚又は大型魚の知事管理量のうち一の漁業協同組合の定置漁業に係る数量（以下「組合・定置漁業数量」という。）の対象となる採捕の数量が、当該組合・定置漁業数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

四 県計画で小型魚又は大型魚の知事管理量について承認漁業等（漁業法第六十八条第一項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた沿岸くろまぐろ漁業その他定置漁業以外の漁業をいう。以下同じ。）に係る数量

を定めている場合において、県計画で定める小型魚又は大型魚の知事管理量のうち承認漁業等に係る数量（以下「承認漁業等数量」という。）の対象となる採捕の数量が、当該承認漁業等数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

五 県計画で小型魚又は大型魚の知事管理量について承認漁業等に係る数量を漁業協同組合別に定めている場合において、県計画で定める小型魚又は大型魚の知事管理量のうち一の漁業協同組合の承認漁業等に係る数量（以下「組合・承認漁業等数量」という。）の対象となる採捕の数量が、当該組合・承認漁業等数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

（採捕の停止）

第三条 知事が前条の規定により同条第一号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、同号に規定する知事管理量に係る採捕を行う者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係る小型魚又は大型魚をとることを目的とする採捕をしてはならない。

2 知事が前条の規定により同条第二号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、定置漁業数量に係る採捕を行う者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係る小型魚又は大型魚をとることを目的とする採捕をしてはならない。

3 知事が前条の規定により同条第三号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、組合・定置漁業数量に係る採捕を行う者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係る小型魚又は大型魚をとることを目的とする採捕をしてはならない。

4 知事が前条の規定により同条第四号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、承認漁業等数量に係る採捕を行う者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係る小型魚又は大型魚をとることを目的とする採捕をしてはならない。

5 知事が前条の規定により同条第五号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、組合・承認漁業等数量に係る採捕を行う者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係る小型魚又は大型魚をとることを目的とする採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「例による生活保護法」の下に「第七十七条の二第一項の規定による徴収金に係る例による」を加え、「徴収金充当申出書」を「例による生活保護法第七十七条の二第一項の徴収金充当申出書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 例による生活保護法第七十八条第一項の規定による徴収金に係る例による生活保護法第七十八条の二第一項の申出は、例による生活保護法第七十八条第一項の徴収金充当申出書（第三十九号様式）によらなければならない。

第三十八号様式中「徴収金充当申出書」を「例による生活保護法第七十八条第一項の徴収金充当申出書」に、「第七十八条第一項」を「（以下「例による生活保護法」という。）第七十八条第一項」に、「支援法第十四条第四項（支援法第十五条第三項において適用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法」を「例による生活保護法」に改め、同様式を第三十九号様式とし、第三十七号様式の次に次の様式を加える。

第38号様式 (第17条関係)

例による生活保護法第77条の2第1項の徴収金充当申出書

私は、 年 月分からの支援給付金又は配偶者支援金の額のうち、青森県知事と協議し定める額について、当該支援給付金又は配偶者支援金の交付又は支給の期日をもって、 年 月 日付け 第 号費用徴収額決定通知書に基づき中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (以下「支援法」という。) 第14条第4項 (支援法第15条第3項において準用する場合を含む。) においてその例によるものとされた生活保護法 (以下「例による生活保護法」という。) 第77条の2第1項の規定による徴収金 (以下「徴収金」という。) の納入に充てる旨を、例による生活保護法第78条の2第1項の規定に基づき申し出します。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで支援給付金又は配偶者支援金から徴収金の納入に充てるものとします。

年 月 日

住 所
氏 名



青森県知事 殿

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程 (昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号) の一部を次のように改正する。

別表中「六、三五〇円」を「六、七〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、六五〇円」に、「六、二四〇円」を「六、六九〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、七四〇円」に、「七、四〇〇円」及び「七、五五〇円」を「七、二〇〇円」に、「五、七七〇円」を「六、二五〇円」に、

二、二九〇円	二、二九〇円
二、二九〇円	二、二九〇円

を

二、八四〇円	二、八四〇円
二、八五〇円	二、八五〇円

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第三号

序 中 一 般

青森県民間資金等活用事業推進会議規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県民間資金等活用事業推進会議規程を廃止する訓令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程（平成十四年五月青森県訓令甲第三十一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭